



厚生労働省福島労働局発表
平成23年10月31日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 岸 泰広
監察監督官 水野 秀二
電話 024(536)4602

11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施

福島労働局(局長 ^{きぬやくにお} 絹谷國雄)では、長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、11月を「労働時間適正化キャンペーン」使用者団体等への協力要請、リーフレットの配布などによる周知啓発などの取り組みを集中的に実施することとしています。

キャンペーンの概要については、以下のとおりです。

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、平成22年は前年比0.2%増加の9.5%となっており、依然として高い水準で推移しており、また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は全国で平成22年度においても285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められることはもちろん、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)及び「賃金不払残業総合対策要綱」(平成15年5月23日付け基発第0523003号)等に基づき、所要の対策を推進しているところであるが、平成23年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「労働時間適正化キャンペーン」(以下「キャンペーン」という。)を設定し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

福島県内の労働時間の状況については、別添参照。

2 実施期間

平成23年11月1日(火)から同年11月30日(水)までの1か月間

3 主な実施事項

- (1) 使用者団体等への協力要請

主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において労働時間の適正化に向けた取組等が実施されるように、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

(2) 職場の労働時間に関する情報提供の受け付け

職場の労働時間に関する情報を下記 URL に設置する「労働基準関係情報メール窓口」で受け付ける。

期間： 11月1日(火)から11月30日(水)

URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

(3) 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道機関に発表を行うほか、ホームページへの掲載、地方公共団体に対する広報紙への掲載依頼等を行う。また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する周知・啓発を行う。

(4) リーフレットの配布

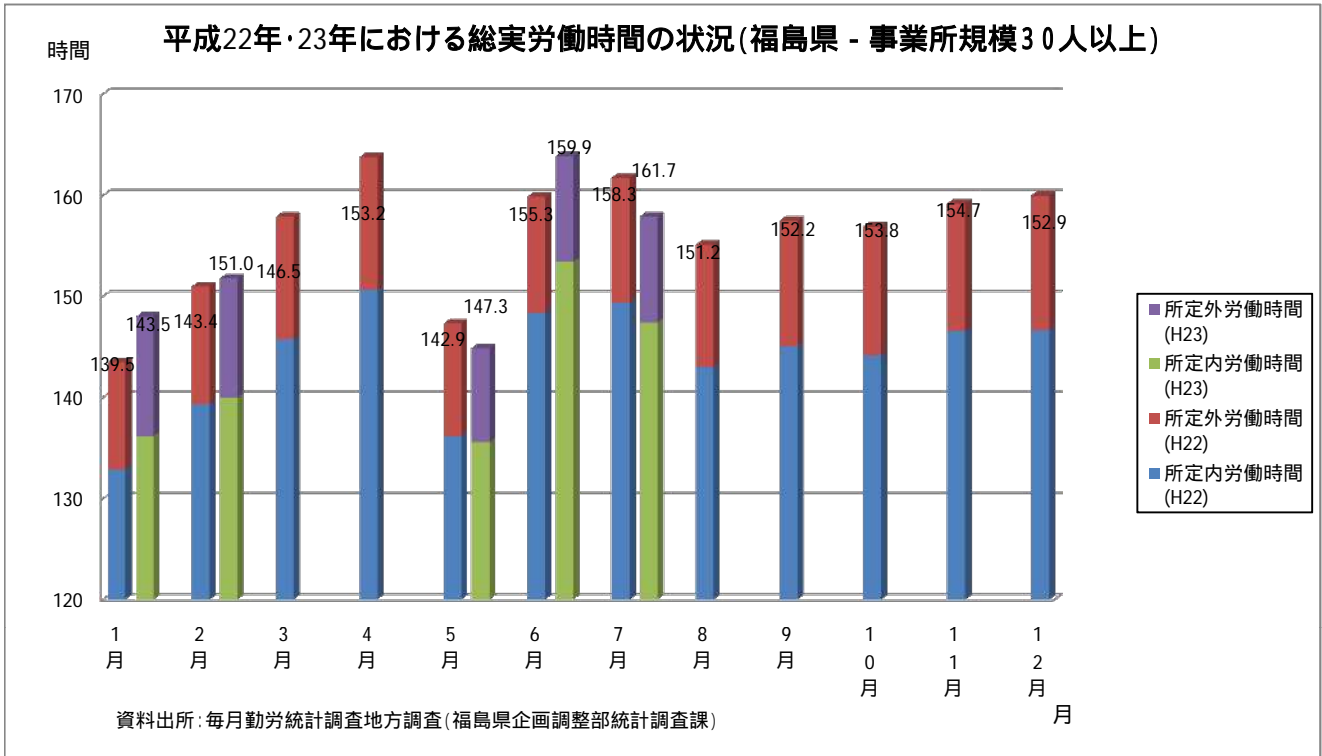
主要な使用者団体、労働組合、関係機関等に対してリーフレットを配布するなどにより、リーフレットを有効に活用する。

(5) 重点監督等の実施

管内の労働基準監督署において、時間外労働協定の適正化に係る窓口指導を徹底するとともに、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施する。

1. 福島県内の労働時間の状況


毎月勤労統計調査地方調査の結果によると、福島県内の規模30人以上の事業所において、平成23年の総実労働時間増加傾向にあったものの、東日本大震災以降は増減を繰り返している。
平成23年3月、4月は東日本大震災の影響で集計していない。





よく働き  よく休む。



いい仕事をするには、しっかりと休まないといけません。
いい仕事は、健康なからだから、いい仕事は、適正な労働時間から、
いい仕事は、健全な職場環境から、生まれます。メリハリをつけて、リフレッシュ 
“労働時間の短縮は、労使のきずなと思いやり”

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日🔥~11月30日🌧
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

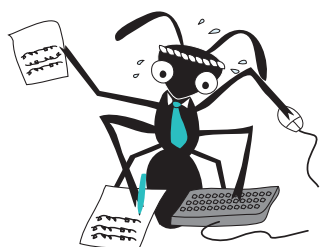
 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は 「労働時間適正化キャンペーン」

期間です。

現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成22年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成22年度においても285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。^{※1}

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、基準^{※3}に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※4}

- ◇ 企業内での教育等により、職場風土を改革しましょう。
- ◇ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ◇ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。



※1 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月)

※2 厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)